

国民年金からのお知らせ

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、東通村税務住民課国民年金係（☎0175-27-2111）または、むつ年金事務所（☎0175-22-2278）にお問い合わせください。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関またはむつ年金事務所（☎0175-22-2278）へお申し出ください。

農業委員の選挙制度廃止について

農業委員会法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されます。これに伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へと変更されます。

また、農業委員会委員選挙人名簿の作成についても今後はいりませんので、平成28年からは「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出も必要ありません。

なお、改正に伴う詳細内容につきましては、農林水産省ホームページ等をご覧ください。また、東通村農業委員会事務局へお問い合わせください。

<お問合せ先> 東通村農業委員会事務局 ☎ 27-2111（内線120、121）